

慶應義塾大学教育ローン制度 元金返済据置期間延長手続について

慶應義塾大学教育ローン制度を利用し、2020年3月で元金返済据置期間が終了する以下の方で元金返済据置期間延長を希望する場合は、申請書を受け取り所定の期間内に申請してください。

在学期間の延長、留学、休学、留年等により、最短/標準修業年限を超えて大学に在学する場合、在学期間中であっても元金返済据置期間は終了し、元金の返済が始まります。これらの理由により元金返済据置期間の延長を希望する場合には、元金返済が開始する前に、所定の手続きをとることによって元金返済据置期間を延長できる場合があります。ただし、金融機関により取扱が異なります。必ず事前に金融機関にお問い合わせください。

1. 対象者

- ① 2020年4月に慶應義塾大学大学院(修士・博士課程およびコース)へ進学する方
- ② 2020年4月に慶應義塾大学学部に学士入学する方
- ③ 在学延長・留学・休学・留年等により、2020年4月以降も引き続き在学する方

2. 申請手続き方法

- ・ 契約者が、利用している金融機関で手続きをします。①大学での手続き後、②金融機関での手続きとなります。
- ・ 大学での手続きは、学生本人が大学担当窓口で、「慶應義塾大学教育ローン元金返済据置期間延長手続許可申請書」を受け取り、次の「3. 申請期間」に申請してください。大学で申請書に確認印を受けた後、契約者は速やか(4日以内)に金融機関で手続きを行ってください。
- ・ 金融機関での手続きについては、事前に金融機関に日程・必要書類等確認しておいてください。

3. 申請期間

- ① 1月現在、既に来年度以降の在学が確定している者。(退学の可能性がある者は②)
1月31日(金)～2月6日(木) 9:15～16:50 (土・日・祝日を除く)
- ② 卒業発表後に来年度以降の在学が確定する者。(最終学年のみ受付可)
3月10日(火)、3月11日(水) 9:15～16:50

4. 申請場所 SFC 事務室学生生活担当 (A館1階)

<注意>

- ① 金融機関での条件・審査により、元金返済据置期間の延長が認められない場合があります。
- ② 申請期間が②(3月10日、11日)の場合、据置期間の延長が認められない場合もありますので、想定される場合は 2月中旬に銀行にご相談ください。
- ③ 元金返済開始後は「元金返済据置期間延長手続」を行うことはできません。
- ④ 「元金返済据置期間延長手続」には、印紙代および契約更新手数料がかかる場合があります。詳細については取扱店にお問い合わせください。
- ⑤ 元金返済据置期間を延長した場合、元本返済期間が短縮されるため、卒業・終了後の毎月の元本の返済額が当初の返済予定よりも多くなります。
- ⑥ 申請書の「借入者(ローン契約者)」印は、契約時に使用した印(みずほ銀行・スルガ銀行は実印)を押印してください。
- ⑦ 学生本人が借り入れた場合、連帯保証人も取扱店に同行して手続きをすることが必要な場合があります。
- ⑧ 塾内進学のために在学する場合は、「入学許可書」または「合格通知書」を大学での申請時に提示してください。なお、他大学へ進学する場合は、据置申請の対象となりません。

以上